

宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会会議録

平成25年1月17日(木)

午後1時30分から3時30分まで

県庁：4階 特別会議室

配布資料

次第及び宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会名簿

資料1 各特定鳥獣保護管理計画(案)の概要

資料2 ニホンザル保護管理計画(案)新旧対照表

資料3 第三期宮城県ニホンザル保護管理計画(案)資料編

資料4 イノシン保護管理計画(案)新旧対照表

資料5 ニホンジカ保護管理計画(案)新旧対照表

資料6 ツキノワグマ保護管理計画(案)新旧対照表

資料7 第二期宮城県ツキノワグマ保護管理計画(案)資料編

資料8 第11次宮城県鳥獣保護事業計画の概要について

資料9 今後のスケジュール

1 開 会

事務局が開会を宣言。

続いて、事務局が配布資料の確認を行った後、定足数の報告が行われ、委員16名中13名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを説明した。

2 議 事

伊澤委員長： 皆様お忙しい中、また、雪の影響残る中、ご出席いただき有難う。本日はサル、クマ、シカ、イノシシと、何とも手強いしたたかな動物たちの今後4年間をどうするかという、非常に重く、内容も多岐に渡る会議になると思うが、時間は2時間と限られているので、そのところも充分ご理解いただき、積極的かつ建設的なご発言をいただきたい。

早速議論に入る。最初に「(1)第三期宮城県ニホンザル保護管理計画(案)について」事務局から説明願う。

事務局： (資料に基づき説明)

伊澤委員長： どうも有難うございます。何かご意見ありましたらどうぞ。

亀山委員： 15ページの左側に宮城県の捕獲頭数の推移というのがある。18年度より前はわりと少ないのに18年頃から急に、ちょっと19年は少ないけれど上がっている。この下を見ると、個体数調整でかなり数が上がっているみたいだが、個体数調整の元となる頭数、本来何匹いるのかは把握していて、その上で個体数調整を行っているのか。

事務局： 宮城県のサルの頭数ですが、6ページをご覧ください。6ページの左下に、サルの生息

頭数の推移ということで、平成 15 年から平成 23 年度までの推移でございます。平成 14 年度は 1,700 頭であったものが、平成 23 年に 2,500 頭という事で、1,000 頭近く増えている状況です。こうした状況を受けまして、個体数調整ということで捕獲をさせていただいております。

亀山委員： 2,557 頭というのはあくまでも推定ですか。それとも実際の数ですか。

事務局： 推定のもので。群れによりますが、5 ページの左になりますけども、推定で行っているものと、実際にサルに発信機を付け、発信機を追って行ってサルが居る所まで行き、実際に目視で数えている部分もあります。

亀山委員： 推定とそういった実数を合わせた数で、大体このくらいということですか。

事務局： だいたいこれくらいということで、把握しております。

亀山委員： はい、分かりました。

伊澤委員長： 他に何かご質問、ご意見ありましたら、どうぞ。

川股委員： 仙台市です。資料の 27 ページでポピュレーションに対する対策ということで、複数の市町村を跨いで移動している時には、関係市町間で検討会等を実施して対策を行うと書いてあるのですが、実際、確か一昨年に仙台市と川崎町に跨る所で移動している群れに関する会議がございましたが、その際も宮城県に間に入っていて、色々調整していただきました。やはりどうしても各市町村、それぞれ自分の所の対策というのが当然大事ですから、そういう利害が対立する場合もあります。当然連携しながらやっていくのですが、そういった意味からも引き続き県に、こうした検討会等を主催していただくなり主体的に関わっていただくことで調整していただくと、非常に対策がスムーズにいくと思うので、是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。

伊澤委員長： よろしくお願ひします。他に何かご質問はございせんか。よろしいでしょうか。私からひとつだけ、資料の 15 ページ、古いデータに新しいデータを比較したのが左側にあるのですが、古いデータの最終年度がちょっと違っているんですね、数が。後は全部あっているのですけれども。図 8 と 9 を比べると 17 年度が違っているし、図 9 と 10 を比べると 16 年度が違っている。多分集計途中だったと思う。その数字が最終の数字を直さないうちに、そのまま生きてきたということだろうと思ひますので、訂正をお願ひします。

事務局： 確認のうえ訂正いたします。

伊澤委員長： 他に何かございせんか。サルはずっとここまでやってきて、なかなか解決はしませんが、何とか平衡状態くらいのところまでは保っているのではないかと思ひております。なければ、続いてイノシシですね、イノシシの保護管理計画に移らせて頂きます。事務局の方、よろしくお願ひします。

事務局： (資料に基づき説明)

伊澤委員長： どうも有難うございました。ではイノシシの保護管理計画について、ご質問ご意見その他、よろしくお願ひします。

鈴木委員： 先日、亘理町の鉄筋メッシュを撮った写真をメールで送りました。あれがすごく効果絶大ということで、イノシシが 1 頭も出ていないということ。それで聞くところによると今回の震災で、ちょうど国道 4 号線と 6 号線の間阿武隈山地がありまして、あそこは

手が付けられないのだろうけれども、その裾野の方を、太平洋側がすごい被害がひどくて、やはり盛り土とか必要になっているようです。それでその辺りを、かなり山土を掘って海岸の方に嵩上げ用に使っているということ言われていました。そういった場合、やはり今まで山だったものが当然平地になるわけで、となっていくと、その生存している動物たちはどこにどういう風に分散していくのだろうと、心配になったわけですね。3年ほど前、震災ちょっと前だったのですが、600万円分の鉄筋メッシュが現物支給されたというのが。それで吉田地区ですけれども、吉田地区だけではと思って隣の地区にお話をしたらいいですね。人手がなくてできないということでお断りされたので、自分の方の地区だけを囲ったら、おかげさまで1頭も出ていませんということになったのですけれども、そうすると、先程仙台市の方がお話されたように、うちは出ないけどあちらの方はどうなんだというような関係で、やはりそういう人間関係での、色んなものが、問題が逆にまた生じてくるのではないかなという風なこともありまして、何かこう、震災によっての影響とかも、そのへんもちょっとやはり調査とかもしていただければと思います。

伊澤委員長： いかがでしょうか。

事務局： 確かに柵で囲った所の周りに拡がるというのは、他の地区でも色々聞いているところでございまして、ただ、ここを柵で囲わなければ、結局そこが全部やられてしまう。理想的には柵で囲っている区域をどんどん拡げて行って農地を守る、というような方向にいければいいのですけれども、広大な面積でもありますので、なかなか一気に進まない。やはりそこに作物がある限りイノシシはやって来るので、ひどくならないうちにやはりそういう事業を利用して、いくらでも手出しなしで防除対策を進められるように、県としては農林水産部の所管になるんですけれども、そちらとも連携を図りながら、市町村の協力も得ながら、柵の設置については今後とも進めて行きたいというふうに考えてございます。

鈴木委員： 山土などをどんどん削っていきますよね。そちらの方に関してもこれから調査はされていくのですか。あの広大な面積を嵩上げに使いますでしょ。すごい影響があると思うのです。

事務局： 直接今回の計画とは関連性がないのですけれども、土砂の採取等については、様々な法律が関係してくるのですが、基本的には採取する行為が良いのか悪いのかという観点で審査する部局が別にあるのですけれども、自然保護課の方でも、自然環境に与える影響というのは個別に確認することにしておりますので、今回の震災を受けてということではないけれども、基本的には影響の度合いがどのくらいあるかということについては、評価させていただいているところでございます。

鈴木委員： 分かりました。有難うございます。

伊澤委員長： 他にございませんでしょうか。

佐々木委員： 白石ですが、実は白石でも放射能の影響でイノシシ肉の流通ができない状況でございまして、それで市で補助を出しまして、24年度になりましたらその補助が倍以上増えたということで、被害が非常に増えている状況。捕獲頭数も平成23年度が110頭だったのですけれども、今現在24年11月末で今、33頭ということで激減しております。そのためにですね、農作物の被害が非常に増えていますので、その対策をどうしたら良いか

非常に悩んでいるところをごさいますて、例えば獲ったとしても汚染されているイノシシをどう処分するか、山に埋めてもその部分の放射能が高くなったと、そういう弊害が出てきますので、そのへんの対策に非常に苦慮しているところをごさいますて、その対策を、できましたら支援していただければと思っております。また、これが何年続くか非常に心配をごさいますて、この計画は4年ですけれども、セシウム137は30年の半減というのを考えれば、非常にイノシシは増えるのかなと、捕獲する頭数が減ってきますので、そのへんの心配をしているところをごさいます。

事務局： 昨年度は猟期における狩猟については微減というデータが出たのですけれども、今年は本格的に流通を禁止するというような形になりましたので、その影響が今年度どのように出るのか、捕獲頭数が約3分の1になっている状況ですとご説明もあったのですけれども、そのへんを踏まえながら、どういう対策が取れるのか検討して参りたいと考えております。特に白石市や丸森町など、南部におきましては影響が深刻だと考えておりますので、また今お話あったように今後何年続くのかなかなか見通しが立てにくいというところもあって、財源を含めまして色々検討していかねばならない部分もあります。そのへんに付きましては例えば、福島県でもだいぶ思い切った対策を取られているようでごさいますので、そのへんを踏まえながら、我々としても検討を進めたい。

八嶋委員： 農作物を現在作っているのですけれども、ハウスの中にもイノシシが入ってくる状態になりました、ハウスを全面撤去したのが去年です。そして畑を荒らしている方が結構多くなりましたので、イノシシも食べる餌が無くなって、クズの根っこを好んで食べますので、山に入っても穴だらけになり、足取られたりして危ない状況です。結局はだんだんと狩猟する方も山に入らなくなっているように感じている。以前は結構軽トラックで、犬を連れての方が道路脇に停めて歩いていたのですけれども、最近は1台も軽トラとかそういう狩猟関係の方が入らなくなっている。また、今、課長さんが言ったとおり、放射能、セシウム関係で獲ってもやり場が無いというのが多いので、イノシシが増えている。日中でも歩いているので、出くわす場合が多いですね。庭先まで来ますので、1頭でなく子連れでね。ですからやはり早急に対策を考えていただかないと、4年だなんて言わないで、結局、早め早めにしないとそれだけ増えていきますので、栄養が良くなったのでね、お産する回数も早くなったというようなことも聞きましたので、やはりその分増えているんじゃないかなと思います。そしてまた、農家の人達も高齢化が進んで、そういう張り合いもなくなったので、やはり耕作放棄地が多くなっています。イノシシに関わらず、サルなんかも角田の市街地の方まで出ている話を聞きましたので、是非検討をお願いしたいと思います。以上です。

事務局： 今ほどお話ありました農業被害対策につきましては、県の農業部門とも協力しながら、事業を進めさせていただいております、やはり何というか農業被害の防止については、実際どういう形で農地なり、先程お話に出ましたハウスなりを守っていくかということが重要な問題になっていくと思っておりますので、農業被害防止のための計画作り等について、今回の計画でも、指導して貰っているところをごさいます。また猟友会も確かに、会員の数が非常に減っておりますので、是非、猟友会の会員の確保、特に若手の方で、猟

友会に入っただけの方が増えるような形での対策を、来年度から実施できるように今、準備を進めています。

東海林委員： だいぶ捕獲ということについて色々な範囲でやってくれてどうも有難うございました。それで、先程のニホンザルそして今回のイノシシもそうですが、農業関係団体側として、お願いがあるんですけども、これ行政単位の被害状況を把握しているとすれば、市町村別にですね、その年毎の被害の図をメッシュ的に作っていただく、メッシュまではいかなくても、市町村毎の被害総額を年統計的にやっていただきまして、いかにどのように広がっているのか減少しているのか、それが目で見える資料を作成していただければ、立場上ゼロにして欲しいんですけども、減っているか減っていないかということになれば、減って欲しいものですから、それからするといかに対策がどう講じているのか、それを分かるためには、市町村別にある程度統計を取っていただいた上での、図表化していただければ助かるのかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

事務局： 市町村毎の被害額については、農産園芸環境課で把握していると思いますので、そういった資料を公開していくように働きかけていきたいと思います。

東海林委員： この計画にも入れていただければと思ったんですけども。

事務局： 今回のイノシシですと資料の9ページに、農業被害の報告市町村という形で掲載させていただいておりました。実はこの保護管理計画に基づき、毎年実施計画を作っておられて、それで被害額も含めて農業サイドから情報をいただいて、資料を集積しております。今回はこういう形で報告のあった市町村だけの掲載ですけども、例えば濃淡で表すとか、色々なやり方があるかと思うのですが、毎年部会等では金額を含めてご報告させていただいておりますので、引き続きもう少し分かり易いような形で作れば、次回に向けて少し検討します。

伊藤委員： 狩猟者の立場からとしてお願いですけど、今回、狩猟期間が延長になりましたが、今、私どもも丸森にイノシシ猟に行っておりますが、昨日時点で44頭、秋保でも大分獲っています。ところが放射性セシウムの関係で、イノシシを捕獲しても、流通できないということで、何とか1頭当たりの補助みたいなのを与えたら、狩猟者ももっと意欲が沸くのではないかと、そういう感じがしております。

事務局： 来年すぐというわけにはなかなか参りませんが、先程申したように、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

伊澤委員長： 他の県でそういうことをやっている所、ありますよね。

事務局： 福島県が1頭あたり5,000円という形で、狩猟についても支援するという事で聞いております。従来、県ですと市町村と協力しながら有害捕獲なり個体数調整なりの際はそういった形でのご協力をさせていただいて、様々な手を使ってご協力をさせていただいているんですけども、狩猟に関しての支援というのはなかなか、実際のところ実施していないところがございますので、ちょっと近県での状況等も聞いておりますので、そういうのを踏まえまして検討を進めていきたいと考えています。

伊澤委員長： 他に何かございませんか。

土屋委員： イノシシの場合、残渣の処理は県でどういうことを決められていますか。

事務局： 県からの統一的な取り扱いというものは示していませんが、各市町村なり、広域行政なりで、いわゆる焼却処分場の能力の違いにもよるのですけれども、一律に焼却している所もありますし、後は牧場などいわゆる埋設する場所を確保できる市町村については埋設場所を確保して、埋めて処分するというので、各市町村によって取り扱いが違っているというような状況でございます。

土屋委員： 具体的に放射能の指針というのはちゃんとされているんですか。

事務局： 放射能の処分につきましては、キロ当たり 8,000 ベクレル以下であれば一般廃棄物ということで通常の廃棄物と同じような扱いをして構わないということで国から指示が示されておりますので、通常の廃棄物と同じように焼却あるいは埋却処分というのを実施しています。

伊澤委員： よろしいですか、他に何かございませんか。もし無いようでしたら、第二期宮城県イノシシの保護管理計画（案）はご了承をいただきました。続きましてニホンジカです。よろしくをお願いします。

事務局： （資料に基づき説明）

伊澤委員長： どうも有難うございました。ニホンジカについて何かご質問、ご意見どうぞ。

亀山委員： 最初のサルと同じですけども、このシカについても、資料に書いてありましたけど、普通だと 1 キロ平米で 3 匹ないし 5 匹が妥当、ということは 3 0 0 坪で大体 3 0 0 から 5 0 0、そうしますとこちらに書いてある牡鹿半島の土地面積 3,342 ヘクタールですか、これを坪数にすると 1,026,000 坪、それでこの頭数を、このどのように出したのか。相当な面積ですから、これを 2 4 人でなんか一応 1 時間かけて目視したのが 1 7 8 頭とか書いてありましたけど、そうすると目視した頭数をその坪数で割ると、1 頭当たり 5,764 坪っていうかなり広い土地にいられることになる計算なるんですけど、そのへんがちょっとどうなっているんでしょうか。お願いします。

事務局： 先程のライトカウントになりますけれども・・

亀山委員： ひとつはブロックカウント。書いてあったのが、以前にいただいたのでは、その牡鹿半島が 3 4 2 ヘクタールもあるっていう、書いてありました。それだけ広い土地に、その頭数・・。

事務局： ブロックカウントにつきましては平成 1 9 年に調査してありまして、それをそのまま載せてございます。牡鹿半島につきましては、石巻全体ではなくていわゆる国道 3 9 8 号線から東側というか南側というか、その区域で約 1,000 平方キロと認識しておりまして、それで、1 0 0 平方キロですね、平方キロ当たり 1 0 頭を目標にして、それで牡鹿半島全体で 1,000 頭というふうに当時目標を設定しております。あと、ライトカウントにつきましては、牡鹿半島を車で走りながら決められたポイントで、目視で確認されたものをカウントしておりますので、全体の頭数を把握することはできないんですけども、毎年同じコースでカウントしていくことによって、増えているか減っているかの傾向をみるということをやっております。牡鹿半島全体の生息頭数につきましては、現在のところ、公表に耐え得るような生息頭数というのは今のところまだ出ておりません。今後、シカの糞をカウントする糞塊法などを含めまして、県の林業技術総合センターに調査をお願いする予定で

おりまして、そこである程度の推定を計ることを考えてございます。今のところシカの生息頭数については約何頭という数値でしか、今のところもっていないという現状でございます。

亀山委員： そうしますと生息数も不確定、だけでも捕殺するのは1,650頭以上とすると、これは矛盾していませんか。それから土地面積に関しても被害額も確定はしていない。もう少し徐々に、一気にやるっていうのではなく、少しずつ確実なものをしながら、徐々にやっていった方がよろしいと思います。

事務局： 確かに大震災の影響等あって、調査できていない年もありましたが、基本的には、19年度に実施した調査というのはかなりしっかりした調査でございます。その後、その傾向というものを毎年、可能な年については実施してきているところでございます。例えば、交通事故の発生状況等を含めまして、やはり地域においては深刻な問題となっておりますので、それに関して従来通りの、基本的には従来通りの頭数、ただ、地域のエリアが増えておりますので、牡鹿半島以外の数字をプラスアルファにしたということで1,650という数字の方を出させていただいております。

亀山委員： 本当にその状況なのかちょっと疑問が残りますね。ここに19年度には一応、こういう340ヘクタールという土地面積まで出ていて、それから計算した場合にはちょっと納得いかない面があります。

事務局： 野生動物の調査は、やはり色々な方法があると思いますが、どうしても生息域に入っていくということもありますので、調査においても極力影響の少ないような方法も含めてやっていく必要があると思います。なお、担当も申したとおり、極力、野生動物に対して影響が少ないような形で実施できる調査方法ということで、糞塊法等の手法が最近確立されつつありますので、次回、計画に向けまして、そういった調査を積極的に実施していきまして、なお精度を上げていきたいというふうに考えております。

伊澤委員長： 他に何かございませんか。ご質問ご意見何かありませんでしょうか。そうしましたら、これで二ホンジカ保護管理計画の質疑を終了させていただきます。ご了承をいただいたと思います。次にツキノワグマです。事務局からお願いします。

事務局： （資料に基づき説明）

伊澤委員長： どうも有難うございました。ツキノワグマに関しましてご質問ご意見、お願いします。

亀山委員： ツキノワグマに対しては今年、私から県の方にお電話差し上げました。というのは、11月末でもう既にここでは目標の50頭を超えて78頭近く獲っていました。そして狩猟解禁がもう間近に迫っておりましたので、もうストップをかけるということを訴えました。それから結局、時間かかったのでしょうか、その後また80頭ってということでしたから、38頭が余分に殺されたということなのです。そしてこれは、隣の山形県も、今年捕殺されたのが240何頭と聞いておりますが、あまりの多さに、猟友会の会長さんまで「ああ、これは大変だ。これでは絶滅するんじゃないか」ということで、会長さん自らが会に出向いて自粛を要請なさったと聞き及んでおります。ですから、やはり県も、確かに農業被害も大きいけれども、やはり自粛すべきところ、これは共生っていうのがやはり、イノシシなんかは害獣かもしれませんが、されど命あるものですから。行政は、殺してしまうの

が一番手っ取り早くて予算かかりません。そうでなくて、私は、もっと農家の被害を受けている方、特に山に迫った所の、たぶん稲なんか食べられないけど、そこら辺が多かったのではないかと思うのです。というのは家も昔農家をやっていたりして、50何年も昔ですけども、山に一番近い所は、もう食べてもいいよっていう感じでやっていたり、やはりそこは被害を受けました。だから今、被害を受けている所は、山の近くの田んぼではないかと思えますけども、そういう所にどんどんと、防護柵とかそういう対策を取っていただきたいと思えます。そしてそちらも守る。それから動物も、増え過ぎては困りますけども、そしてやはり、人も動物たちも皆、共生できるような方向で行政の方は音頭を取っていただきたいと思えます。今回のクマも絶滅のおそれがありますから、それで多分、動物たちは食べ物なくて、もうみんな、里に降りてきております。それで、私の個人的な考えですけど、木の実、ドングリなどを今回から集めて、森の方にばら撒こうと思えます。そういう感じでひとつひとつ何か手立てはあると思えますので、知恵を使って、先ずお金が一番必要ですので、県は国からからどんどん予算を取っていただいて、市町村も県に要請をなさって、農業被害のお金の負担をするように、皆さん、頑張ってくださいたいと思えます。

八嶋委員： 今、仰ったんですけどそれは理想であって、実際にそこに住んでいる農家の人たちは、今現在は、防護柵をしても、結局それに子供のイノシシが入った時に、親イノシシと一緒に入って行きまして、逃げる時はその防護柵をくっつけたまま山の方へ逃げて行くんです。ですからそれをまた回収するのに大変な状態です。それから、クマはもう農作業小屋に入ってきて、豚や牛の餌を食べている状態です。ですから人的な被害が出るのも間近じゃないかと考えております。実際24年度に直接聞いた話ですが、「いやあ、何か音がするから行ってみたら、ガサガサっていうのを見たら、クマがいたんだ」って。すぐ農作業小屋で作物でなく、簡単に餌を食べている状態になっています。やはり農業をするには移動しなくちゃいけないじゃないですか。やはり生活するにはね。ですから、もちろん田んぼも畑も作らない状態で、ただ牛とか豚なんかをしていると、いくら放作してもそういう状態だということで、イノシシは増えています、実際に。蔵王の麓ですので、牧畜が盛んです。ですから色んな子供たちを呼んでツーリズムなどやっていますが、やはりそういうのを考えないといけないというような感じが、最近多く聞かれますので、その点は考慮していただければ、何か方策があれば、お伺いしますけども。

亀山委員： やはりこの資料も見ましたが、確かにそういう農家の所にクマが出没するって書いてあります。けど多くはやはり山菜採りとか、人間の方が奥山の方に行って、そして被害に会うというのがかなり多いんですね。ですからこちらへんもちょっと。あとどこの県だったか、防護柵でも普通の電線張るところを、縦線を引いて電線を張って、上をマイナス下をこう。そうすると全然入らなかったというのをテレビでやっていました。そういう何か色んなのが、こう横の情報っていうかな・・・。

八嶋委員： それは一部の方であって、やはり個人的な農家は、そんなにお金もかかるしやらないですよ。

亀山委員： だからそれをやはり農協さんなんかに言っていただいて、農協さんは今度は県、県は国にどんどん要望して予算を取らないと、やはり個人だと大変です。だから補助をやはり多

くしていただくとか。そしてその間はやはりこう。

東海林委員： 前にも言ったことあるのですが、今年も私、被害関係の調査している関係で、本日、ニホンザルについては大和町で遭いました。その際には、イノシシの入った現場を見に行くと、たまたまその時の現場にはイノシシはいませんが、サルは隣にいるんですね。ところがサルは逃げませんでした。シカはどこで見たかというところ、東和町の所で害害がありまして、そこでシカの親子連れを見ました。で、クマについては何かというと、クマには遭いませんでしたが、ただクマの被害というのはどこにあったかということ、加美町の小野田です。要は果樹が食われたということで。ただ、シカ的なものはまだ見に行けます。「クマ」と言われた瞬間に「さあ、あなた行きなさい」と言われても男ですら足が竦みます。その状態で被害が出ている農家からすれば、これはその現地に行くのも怖くて行けないと思います。それが人間的な本音だと思います。それを確かに理想はですね、そのものを環境教育的な形で、餌場に与えなさいって言えるかもしれませんが、生計を立てている農家からすれば、1個でも収入に当てたいし、なおかつ、クマが出たというだけで収穫に行くのも怖くなります。その状態ではっきり言って私は、クマが出たらそこには行きたくないというような感覚を持っています。それくらい人的な被害というものが怖い。あと子供が、もし小学生が通る通学路であったら、付いて歩かなければ怖い状態が、クマだと思います。特に今年は木の実が少ないということで、だいぶ里まで降りているという状態であれば、クマというものがどんなに優しい動物か分かりませんが、捕獲していただくというのが、先ず優先的に考えるのが通常の、農家でなくても、普通の人間はそう思うんじゃないですかね。ただそれが、過剰に獲ったどうのこうのと言われても、やはり出た以上はある程度獲っていただくような、人間を守って貰うってことを第一に考えて貰わないと、難しいってのも現状だと思います。

伊澤委員長： 難しい問題ですが、他の方、何かございませんでしょうか。

事務局： 若干誤解があるのかと思いますけども、有害被害につきましては、特に人的被害等を防ぐという観点から、慎重に実施する必要性はあるんですけども、やはりやらざるを得ないということもございまして、ご理解いただきたいと。狩猟自粛につきましては、猟期が11月15日から始まりますので、11月15日の前には狩猟自粛の決定をいただきまして、決定させていただいております。その間増えましてはいずれも有害捕獲ということでご理解いただきたいと。思います。

川股委員： 仙台市ですが、前回の委員会の中でも発言させていただいたのですが、資料の14ページの方で捕獲の許可権限の市町村の委譲について記載がございます。内容としては、基本的にはこれまでの考え方は変えないで、繁殖力が弱いとか行動範囲が広いから、個体数管理は本来、県知事がされるという前提は変わっていない。ただし緊急時については一部移譲するという内容になっているのですが、これは「進める」ということで前回よりちょっと進んでしまったなということで、懸念されますのは、先程のように、捕殺ということは慎重な判断が必要だろうと思っておりますし、そうした中で県のご判断だけではなくて、この案で行きますと各自治体毎にこれは緊急だからということで、様々な判断で、捕殺がなされるということも起こり得ます。やはりどうしても住民の安全ということが、当然、自

治体，市町村としては大事だということもありますが，一方では共生という点もありますので，そうした中で色々な判断があると思うんですね。ですからそれが例えば，50頭の目標の中で，そのひとつの目標に向かって，きちんと調整ができるのかなというあたりも疑問があります。それで，緊急時に限ってやるのだということなのであれば，これは何も権限の移譲でなくても，不測の事態については，今までも県の方で口頭許可で緊急に処理していただく体制もございますので，こうしたやり方を見直しをしていただければ，本来県がやるべきだという前提は変わっていないわけなので，対応できるのではないかなと思ひまして，前回もお話ししましたとおり仙台市としては，この件については反対という立場を取らせていただいております。それからやはりこの件については実際，市町村とよく協議をして進めるべきことだと思いますので，現実に現在，各市町村さんの意見というのはどのようになっているのかなというあたりもお聞きしたい。

佐々木委員： 私は賛成の立場です。白石ですけどもクマが出ますと，県の方に報告しまして，それで県の方から現地に確認をしていただきまして，それで許可を貰う。これでは絶対遅いんですよ。白石でも何件かあるんですけども，それを待っていたのでは人身被害が発生する可能性がある。後ですね，子供たちが通学する時間に発生するというのがございまして，県の許可を待ってですね，それまでの間に教育委員会や学校に連絡して，生徒さんに注意を促して，また親に連絡してと，非常に遅くなりますので，この案については賛成です。

事務局： 前回も意見が割れました。同様の意見をいただいていたところでございます。それで前回ご提案させていただいた時は，前提なしで各市町村にという形でご提案させていただいたのかと思います。で，その後県内の市町村からの動きでございますけども，町村会からは町村会として，是非，移譲して欲しいという趣旨の要望書を受け賜っておりまして，町村さんの方は一致した意見と理解しております。今回は前回の提案と違い，また全てにわたって委譲するのではなくて，緊急時に限って委譲するとしております。これについてはどういう場合に該当するのかということをしっかり示させていただいて，進めていきますのでご理解いただきたいと思ひます。

鈴木委員： 私，平成15年でしたかしら，この委員会に初めて参加させていただきまして，まったくの素人の私が普通に思ったことを発言させていただきました。動物たちがなぜ，人とこういう関係になったのか，要するに人間が山奥への開発許可を出した，その人間にも責任があるのではないかと言った記憶がございます。今この震災においても，住むところが無くなれば山を開発することになります。海にはもう住まないと思ひますので。そういう時には，ここだけの議論ではなく，やはり違った方面でも，許可申請の出し方や開発のあり方，そのようなこともやはり，協議がもっと必要になってくるのではないかと思います。また，私も升沢でクマに遭ったことがあります。すごい恐怖でした。もちろん音楽もかけてました。遠くですがすごく怖かったです。富谷町の成田は，今すごく開発された所ですが，15年くらい前は山でした。それがあっという間にあのような新興住宅地になりました。私の親戚が黒川郡大和町の鶴巣，丹勝のゴルフ場がありますが，あそこを歩いて行っていた時ですけども，やはりあの頃はクマなんか全然出なかったそうです。この頃は，自分の家のハウスに行くのにまで，ラジオを持って行かなくちゃいけないようになったんで

すね。やはり開発というものは、人間と動物たちの環境をどのように変えるか、そういうところまでもう一回考えていく必要があるのではないかと、このように感じております。

伊澤委員長： はい、どうも有難うございました。保護管理だけ自然保護だけの問題ではなく、色々こういう問題は、道路の問題とか農業の問題とか、ありとあらゆる問題が絡んできますが、そこら辺のところ、もう一度事務局において、このツキノワグマの保護管理計画をご検討いただいて、修正があった場合には、私に一任させていただくという形でご了承いただけますでしょうか。どうも有難うございました。そういった形で第二期ツキノワグマ保護管理計画は了承されたとなります。それでは2番目の議案のその他に入りますが、何か委員の方からございますか。なければ、私の担当する議事は終了させていただきます。どうもご協力有難うございました。事務局の方に進行を返します。

事務局： ご審議、誠に有難うございました。1件のみご報告させていただきます。資料8ですが、この4つの特定鳥獣保護管理計画と同時並行で、鳥獣保護事業計画も見直しをしておるところでございます。本日は時間の関係で説明の方、割愛させていただきますので、後ほど、御確認いただければ幸いと考えております。それでは以上で閉会させていただきますが、閉会に当たりまして、自然保護課長の三坂よりご挨拶申し上げます。

三坂課長： 本日は年始めの大変お忙しい中、熱心に御議論いただきありがとうございました。昨年9月に引き続きまして、2回にわたり御審議いただきました。これら特定鳥獣保護管理計画については、皆様の意見を反映させながら、2月にパブリックコメントを行い、3月に自然環境保全審議会に諮りまして、4月1日から新計画という形で進めさせていただこうと考えてございます。今日御議論のあった自然と人間との関わりについては、われわれ自然保護課としてもこれまで以上に真剣に考えてまいりますので、今後とも御指導をお願いいたします。今日はありがとうございました。